

総行給第 71 号  
総行公第 130 号  
総行情第 111 号  
令和 5 年 12 月 22 日

各都道府県総務部（局）長  
（人事担当課・市町村担当課・区政課・DX推進担当課・情報政策担当課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課・DX推進担当課・情報政策担当課扱い）

〕 殿

総務省大臣官房地域力創造審議官  
総務省自治行政局公務員部長  
（公印省略）

#### 人材育成基本方針策定指針の改正について

各地方公共団体における人材の育成に関しては、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」（平成 9 年 11 月 14 日付自治整第 23 号）において、人材育成の目的、方策等を明確にした基本方針（以下「基本方針」という。）の策定が求められ、各地方公共団体では、「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」（平成 9 年 11 月 28 日付け自治能第 78 号。以下「平成 9 年国指針」という。）で示された留意・検討すべき事項を踏まえ、基本方針が策定・改正されてきたところです。

その後、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少、個人のライフプラン・価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展等、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化しています。また、今後、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されること等が想定される中、複雑・多様化する行政課題に対応する上で、各地方公共団体における人材育成・確保の重要性は従前にも増して高まっています。

こうした状況を踏まえ、「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」において取りまとめられた「人材育成・確保基本方針策定指針に係る報告書」（令和 5 年 9 月）では、平成 9 年国指針の改正の必要性や指針に新たに盛り込むべき事項等が示されたところです。

また、第 33 次地方制度調査会答申（令和 5 年 12 月 21 日）においては、市町村がそれぞれ単独で専門人材を育成・確保する取組には限界があると考えられ、各地方公共団体が必要な専門人材を自ら育成・確保する努力に加えて、他の地方公共団体と連携して育成・確保に取り組む視点も重要になるとの考え方が示されたところです。

総務省では、この度、本報告書や第 33 次地方制度調査会答申の内容を踏まえ、「人材育成」「人材確保」「職場環境の整備」を総合的に図る観点から、平成 9 年国指針を全面的に改正し、各地方公共団体が基本方針を改正等する際の新たな指針として、別紙「人材育成・確保基本方

針策定指針」(以下「新指針」という。)を策定しましたので通知します。

各地方公共団体におかれては、自団体を取り巻く状況の変化を踏まえ、今回改正した新指針や本報告書を参考として、基本方針の改正等を含め、人材の育成・確保の取組を着実に推進していただきますようお願いいたします。

また、デジタル人材の育成・確保が急務であることを踏まえ、新指針においては、新たにデジタル人材の育成・確保に係る留意点を盛り込んだところです。新指針や本報告書を参考としていただくほか、「自治体DX推進参考事例集」(令和5年4月策定)のうちデジタル人材の育成・確保に係る具体的な取組事例を参照の上、人材育成・人事担当部局とDX担当部局とが緊密に連携し、基本方針の改正等に際してデジタル人材の育成・確保に係る内容を盛り込むなど、デジタル人材の育成・確保に向けた取組を着実に推進していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

- ・人材育成・確保基本方針策定指針に係る報告書(本文)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000906235.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000906235.pdf)

- ・第33次地方制度調査会答申

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/chihou\\_seido/singi.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html)

- ・自治体DX推進参考事例集

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei07\\_02000152.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000152.html)

**【連絡先】**

総務省自治行政局公務員部

給与能率推進室

担当：神山課長補佐、寶田事務官

電話：03-5253-5551(直通)

総務省自治行政局公務員部公務員課

担当：岡田理事官、渡邊係長

電話：03-5253-5542(直通)

総務省自治行政局地域政策課

地域情報化企画室

担当：谷口課長補佐、三輪係長

電話：03-5253-5525(直通)